

藤沢市生産緑地地区の区域の規模を定める条例の制定について  
藤沢市生産緑地地区の区域の規模を定める条例を次のように定める。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市生産緑地地区の区域の規模を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により定める区域の  
規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、小規模農地についてもそれ以外の農地と同様に保全し、有効に活用していくため、都市計画に生産緑地地区を定めることができる一団の土地の区域の規模を引き下げる必要による。